

連載ドラマ



相続は突然に編

「お義父さんに隠し子だなんて、お義母さんがほんとお気の毒だわ。まさか、あなたも……?」。計順平(50)の妻・由美(48)が、食卓でビールをお酌しながらギロリとにらみつける。「おいしい、よしてくれよ」と、計が苦笑する。

急死した父・一平(80)に青木はるか(15)という婚外子がいたことが発覚した。昨民法が改正され、はるかにも順平や順平の兄・哲平(52)、妹の順子(47)と同等分の相続の権利がある。ということは、順平たちの「取り分」は減りかねない。

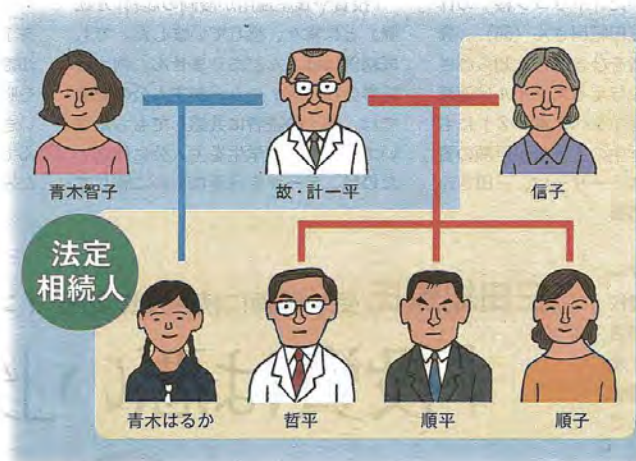
「まあ兄さんは医院の跡継ぎだし、相続は母さんと兄さんに決めてもらおうと思ってよ」。計が何気なく口にした瞬間、由美が声を潜めた。「お義兄さん、私立の医大出てたわよね? お友達から聞いた話なんだけど……」。由美によると、相続には「特別受益」という考え方があるらしい。

相続する人が亡くなった人から学費や結婚、生活などのために生前に多額の金銭的恩恵を受けた場合、その金額を特別受益と呼ぶ。いわば「遺産の前借り」だ。遺産分割のときにはその分を差し引いて計算することができる。反対に介護や事業の手伝いなど、亡くなった人に特に尽くした相続人に認められる上乗せ分を「寄与分」という。ちなみに「寄与分」をもらえるのは相続人のみで、介護した嫁は遺言などがなければ対象にならない。

順平は有名国立大学にストレートで合格し、学費は安上がりですんだ。一方の哲平は後を継がせたいという父の意をくんだものの、学業は苦手なたちだった。なんとか入学した私立医大は数千万単位の入学金が必要だったと漏れ聞いたことがある。

「美咲も大学に行ったらますますお金がかかるし、翔太のことも心配だし……」。連れ添って20年以上、あれこれ並べ立てる由美の心の声を順平は理解した。「もらえるものはもらっておきたい」と。これからの人生が長い「5050」世代、何かとお金が

「兄だけ私立医大」は遺産の前借り?



絵・唐仁原教久

入り用になる。

それにしても時代は変わった。戦前は長子がすべての財産を継承する家督制度が基本。戦後に民法が改正され、兄弟姉妹は均等に相続する権利がある法定相続分が定められた。とはいえ、しばらくは跡継ぎでない人や他家に嫁いだ人は相続を放棄するケースも珍しくはなかった。

ところが次第に戦後の平等教育が浸透し、遺産分割で法定相続分を主張することは当然の権利だという意識が広がりつつある。幼いころ寝食を共にした兄弟姉妹のあいだで金額に差のある相続にいったんは納得しても、本音をむき出しにする配偶者がからんでもめる、というのもよくあるパターン。由美にしてみれば、開業医の妻としてセレブ感を漂わせる哲平の妻がどうやら気に入らないらしい。

数週間後——。相続ならぬ「争族」の芽が、川崎市の武蔵小杉駅近くにある故・一平の医院兼自宅の一角で育っていた。遺産分割協議を始めないと、母・信子が一平名義の銀行口座から生活費すらおろせなため、哲平、順平、順子の3きょうだいが集まったのだ。協議が完了するまで、亡くなった人の銀行預金は凍結されることがほとんどだ。

「兄さんは大学でお金をかけてもらったよな」「順平も順子もマイホームの援助をしてもらっただろ」「だいたい、小さいころオレはいつも兄さんのお古しか着せてもらえなかった」——。どこまでが「特別受益」にあたるかは、ことほどきょうに水掛け論になる。話がこじれば最終的には家庭裁判所が決定するが、客観的な証拠が求められる。そもそも家裁に持ち込んだ時点で、関係は修復不可能になってしまう。

「おまえたち、仲良くしてくれ」。3人が声のしたほうを振り向くと、そこには悲しげな表情をした母の信子の姿があった。隠し子が発覚し、誰よりも傷ついているのは母だ——。子どもたちはそれまでの口論を恥じた。その様子を見て、「だいたい、仲良くしないと結局は損するらしいわ

よ」と、信子がちゃめっ気をのぞかせながら続ける。

信子が税理士から仕入れた情報はこうだ。相続税の負担を減らすためのさまざまな特例を使うのは、死後10カ月以内という相続税の申告・納付期限までに相続財産の分割ができていてこそ。配偶者には半分の法定相続分もしくは1億6000万円まで相続税がかからない「配偶者の税額軽減」がある。相続する自宅などの土地を8割引きで計算できる「小規模宅地等の特例」も節税のためには見逃せない。だが「争族」に陥ると、こういったせつかくの制度が活用できない。

母のため、そして自分たちのため。かつて一つ屋根の下で暮らした家族の結束は忘れないと心に誓った3きょうだいだった。(本多奈織)

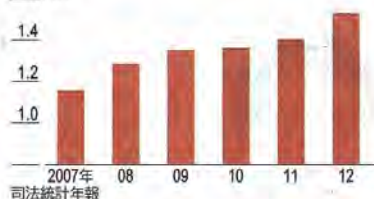
この数字 1万5000件

増える「家裁ざた」遺言書など備えが大切

「争族」は増加傾向にある。司法統計によると、遺産分割に関する家庭裁判所の調停・審判件数は2012年で約1万5000件。この10年で約4割増えた。家裁に相続について相談する件数も12年は約17万件あった。12年に亡くなったのは126万人だから、「家裁ざた」になるのは決してひとことではない数字だ。

家裁の調停や審判が長引くと、相続人の物理的・精神的な負担は重くなる。家族・親族間の亀裂で失うものは大きい。遺族がもめないように遺言書を用意するなど、亡くなる前の備えが大切になっている。

遺産分割をめぐる家庭裁判所の調停・審判件数は増えている



取材協力 灰谷健司氏(三菱UFJ信託銀行執行役員)、柴原一氏(税理士)、曾根恵子氏(夢相続代表取締役)

登場人物

計順平(はかり・じゅんぺい) 山谷電機の前経営企画部長。順風満帆なキャリアを歩んできたが……

計由美(はかり・ゆみ) 順平の妻で専業主婦。子どもは2人。恵まれた生活を送っていたが……

計翔太(はかり・しょうた) 計家の長男。真面目な優等生だったが就活の失敗を機に、追い詰められ……